知的財産権法

- 民法入門
- 法学入門
- 特許法

  ①制度と目的　　④特許権の効力

  ②特許要件　　⑤特許権侵害の救済手続

  ③特許権の主体
- 著作権法

  著作権、著作隣接権、著作権者、権利の種類
- 意匠法
- 商標法
- 不正競争防止法

法とは何か

どんな「法」にでも一般に妥当する原理や原則

「知的財産権法」も「法」

法の内容

① 「社会」という人間集団の存在が前提

② 社会には「秩序」が必要

「人工的な秩序」を作り出すための手段

法：個々の人間の勝手な行動を規制する

人間の行動に関するきまり

③ 「きまり」のとおりに行動させる何らかの「力」

「強制力」が必要

社会規範

道徳・宗教・習俗など

法も社会規範の一種

他の社会規範との重要な違い

法：国家の強制権力の行使と深くむすびついている

法の共通した特徴

①一般私人や公的機関に対して一定の行為を命令したり、禁止したりする。

②社会関係を権利義務関係として規律する。

③規定するところに違反すれば、罰則や損害賠償などの強制的サンクション（制裁）が課せられる。

④立法機関によって制定され裁判での裁決の規準となったり行政活動の根拠となったりする。

など

法の機能

- 社会統制機能

  法の古くからの基本的機能

- 活動促進機能

- 紛争解決機能

- 資源配分機能

100万円の貸付

A → B

Aが、Bに100万円を返してもらうよう求めること。

「貸金返還請求権」

民法587条

「消費貸借は、当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して相手方から金銭その他の物を受け取ることによって、その効力を生ずる。」

権利の発生
民法（587条）

①当事者の一方が種類、品質及び数量が同じ物を返還することを相手方と合意した

②相手方から、金銭その他の物を受け取った

↓

その効力を生ずる

と、規定している

権利の消滅

BがAに100万円を支払ったら

AのBに対する100万円の貸金返還請求権は？

貸金請求権は、満足を受けた　⇒　消滅

民法474条以下：弁済の規定

法規の形式

個々の法規

現実に起こり得る同じような型の無数の出来事（事実）に当てはまる形式

↓

具体的な出来事を離れて、一般的、抽象的に定められている。

法的三段論法

大前提・・・・・・・法　規（法律要件）

↓

小前提・・・・・・・事　実（法律事実）

↓

結　論・・・・・・・判　断

民法という法律
「実体私法の一般法」
実体法⇔訴訟法（訴訟手続を規律）

私法⇔公法（国家と個人の関係を規律）

一般法⇔特別法

民法の構成

- 総則
- 物権
- 債権
- 親族
- 相続

財産法

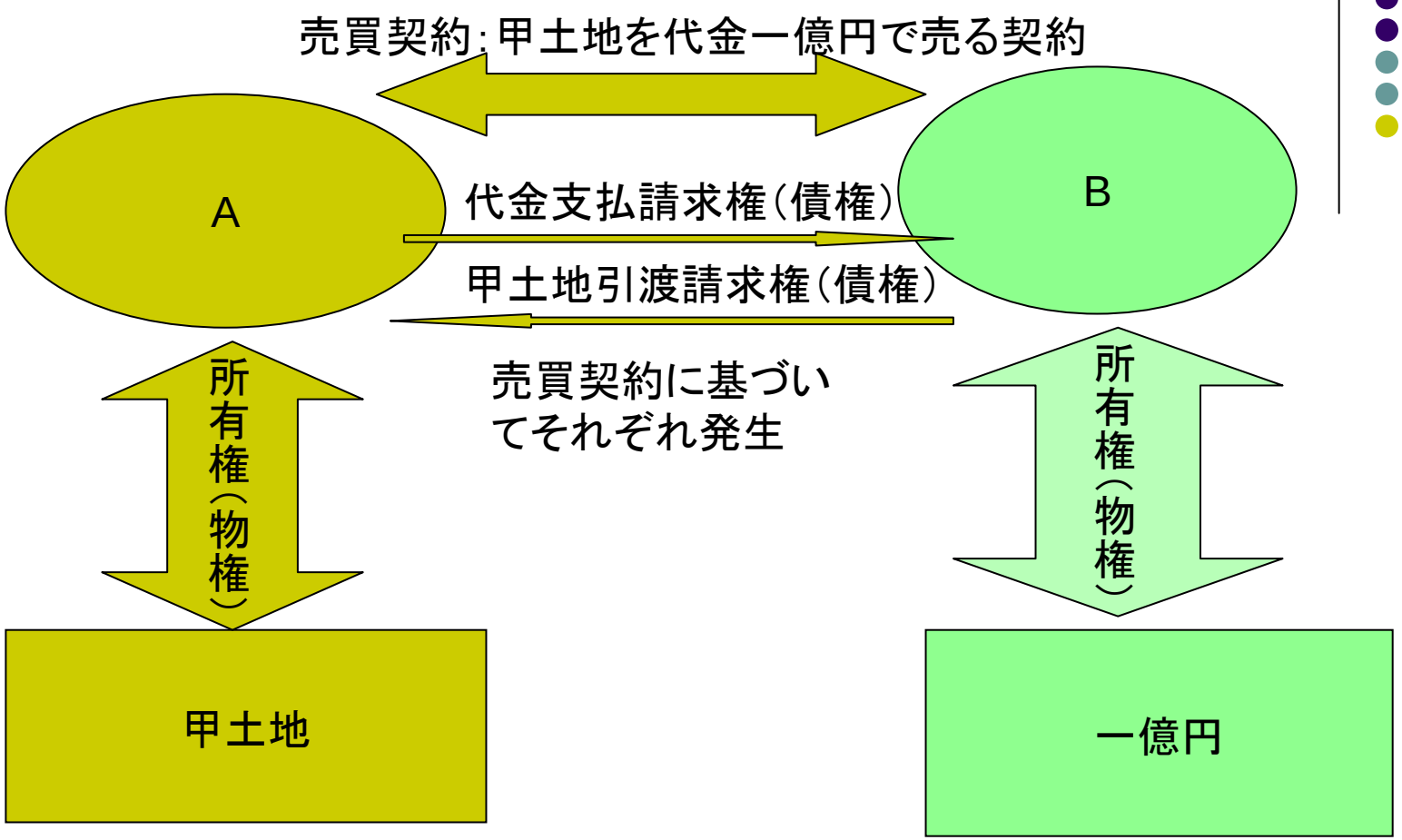
売買契約:甲土地を代金一億円で売る契約
A
B
代金支払請求権(債権)
甲土地引渡請求権(債権)
売買契約に基づいてそれぞれ発生
所有権(物権)
所有権(物権)
甲土地
一億円

民法総則

第1章　権利の主体

1．権利能力

民法3条1項

「私権の享有は、出生に始まる。」

自然人

一定の組織を持った団体や財産で法律が特に法人格を認めたものについても認められている。

⇒　法人

権利能力なき社団、財団

公益目的の団体（民法）
営利目的の団体（会社法）

どちらでもない団体（同窓会、町内会など）
特別法の規定がない限り法人とはなれない。

民事訴訟法第29条
「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において、訴え、又は訴えられることができる」
訴訟主体となる能力（当事者能力）を認めている。

用語	みなす	推定する
相違	法律上一律に決定された場合に用いられる その決定が事実に合致しているかどうかを問わない （反対の事実が証明されてもそれだけではその効果は覆らない。反証を許さない。）	法律がある事柄について、一応の判断をした場合に用いられる。 反対の事実が証明されるなどにより、その効果は覆る（反論を許す）
共通	一定の法律関係について ある事柄を他の事柄と同視して、 そのある事柄について生ずる法律効果を 他の事柄についても生じさせる	

第2章　法律行為

法律行為　⇔　「契約」と置き換えて考えてみる

法律行為の要素

「意思表示」

表意者が表示した意思のとおりの法律効果が与えられる

「意思の通知」

「観念の通知」

これらをあわせて準法律行為

法律行為の有効要件

法律行為 → 当事者が意図したとおりの法律効果

法律行為がどのような内容のものであっても、法的な効力が認めることができるわけではない。

- 確定できるものであること
- 実現可能であること
- 適法であること
- 公序良俗に反しないこと

意思の欠缺・瑕疵のある意思表示

動機
意思表示をさせた理由

↓

効果意思
一定の権利変動という法律効果を欲する内心の意思

↓

表示意思
内心の効果意思を外部に表示しようとする意思

↓

表示行為
意思を外部に表示する行動

表示行為に対応する効果意思を欠く場合：**意思の欠缺**（不存在）

表示行為に対応する効果意思はあるものの効果意思の形成過程（動機）に瑕疵（キズ）がある場合：**瑕疵のある意思表示**

意思の欠缺、瑕疵ある意思表示

「意思の欠缺」

人の自由意思の尊重：近代法の理想

表意者の内心の効果意思を伴わない表示行為

効力なし：無効

内心の意思　外部から知りえない

常に無効とせず

心裡留保、虚偽表示、錯誤の規定で、表意者の利益と相手方及び第三者の利益調整

「瑕疵ある意思表示」

効果意思を形成する段階に欠陥がある

無効ではなく、取消しができる意思表示として規定

意思表示の伝達方法

到達主義

隔地者に対する意思表示

その通知が相手方に到達したときからその効力を生じる

９７条（隔地者に対する意思表示）１項

了知（相手が意思表示を受けてその内容を知る）段階ではない　相手方に配達された段階ー到達時点で意思表示の効力発生（了知し得べき状態となる）

発信主義

意思表示の中でも、契約の申込みに対する承諾は、承諾の発信により効力を生じるとしている

５２６条（隔地者間の契約の成立時期）

１項　隔地者間の契約は、承諾の通知を発したときに成立する

無効、取消し

- 無効

　法律行為の目的とする本来の効果（法律効果）が生じないこと

- 取消し

　いったん有効な法律行為として効力が発生した物を、その後から、一定の者（取消権者）が、一定の期間内に取消しの意思表示をすることによって、初めから無効であったものとしようという制度

物権法
物権の意義

- 物権：物を直接支配する権利
  人を介して実現できる権利である債権と異なる

物権：物に対する直接の支配性 ⟷ 債権

土地所有者の設定する権利	地上権	賃借権
種別	物権	債権
共通	土地を利用する権利	
権利者が土地を利用する	直接に土地を利用することができる （地主の土地を利用させる義務の履行という行為の介在不要）	賃借地の利用には、賃貸人の使用収益をさせる義務の履行という行為の介在が必要

物権法定主義

- 民法175条

  物権は、この法律その他の法律に定めるもののほか、創設することができない。

物権：排他性を持つ

物権の客体

- 物とは有体物をいう
- 有体物とは、空間の一部を占めるもの、
  気体、液体、固体のいずれかに属するもの

物権の一般的効力
物権的請求権と優先的効力

- 物権的請求権
- 優先的効力

物権相互間の優先的効力

物権：排他性

両立し得ない

物権相互間では、時間的に先に成立した物権が優先する原則

物権の債権に対する優先的効力

特定の物に関して、物権と債権が成立

物権は債権に優先する原則

法律行為による物権変動

意思主義　⇔　形式主義（意思表示のほかに一定の形式を必要とする立場）

176条

物権の設定及び移転は、当事者の意思表示のみによって、その効力を生ずる。

- 物権変動の時期

判例・実務上

法律行為が成立したときという考え方が基本

所有権

- 所有権の性質

全面的支配権

所有者の意思に基づいて、物を全面的に支配することを内容とする

恒久性

存続期間が、初めから予定されることがない

消滅時効にかからない

•所有権の内容

使用、収益、処分の自由

206条

所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する

所有権の内容の一定の制限

- 法令による制限

  警察、公益（麻薬取締法、覚せい剤取締法など）

  文化、厚生などの目的（文化財保護法など）

  農林政策、水産政策、鉱業政策の遂行目的（農地法、森林法、漁業法、鉱業法など）

- 土地所有権の上下の限界

  所有権の効力は、空中、地上、地下に効力が及ぶ

- 相隣関係

  隣接不動産の所有者相互の利用関係の調整を図るための詳しい規定（民法２０９～２３８条）がおかれている

所有権に基づく物権的請求権

- 返還請求権

  物の占有を奪われた場合にその物の返還を求める権利

- 妨害排除請求権

  物について占有以外の方法により支配を妨害された場合にその妨害の排除を求める権利

- 妨害予防請求権

  物について妨害おそれがある場合にその予防を求める権利

占有権

- 物に対する事実的支配そのものに与えられる権利
- 占有している者が実体的な権利者であるかどうかはさておき、とにかく現在その物を支配しているという事実状態を保護しようとする制度

債権法

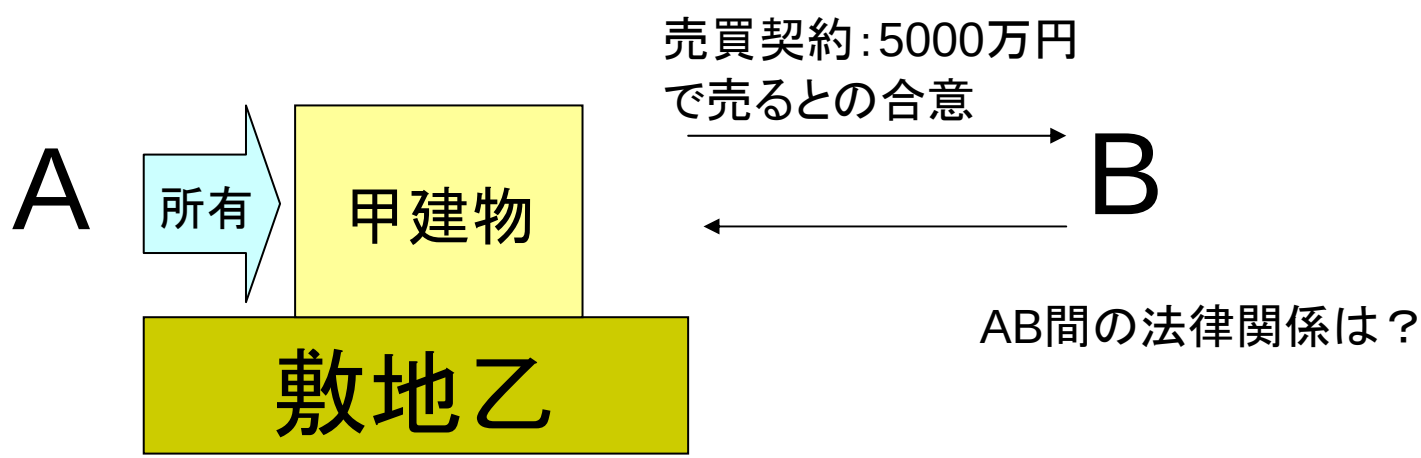

①契約の効力発生

売買契約の成立

⇔　A:Bに対する代金債権

B:Aに対する甲建物及び乙土地の引渡債権発生

②　弁済ー債権の消滅